

3.2 鳥獣捕獲等事業の標準積算基準（案）

3.2.1 基準（案）作成の考え方

鳥獣捕獲等事業の積算基準（案）は、作業内容等で共通する要素の多い「治山林道」分野の積算基準を参照して作成した。

3.2.2 技術者区分及び技術者単価の考え方

技術者区分は、治山林道分野における調査業務の積算基準を参照した。

表 3-1 技術者区分

職種	区分
主任技師	銃又はわなによる捕獲の品質管理、安全管理等に精通する者 ※必要となる狩猟免許所持者
技師A	主任技師の指示の下、現地作業において技師B、技師C及び作業員を指示する者 ※必要となる狩猟免許所持者（なお、第一種銃猟免許所持者にあつては、あわせて猟銃所持者であること）
技師B	技師Aの指示の下、捕獲作業に従事する者 ※必要となる狩猟免許所持者（なお、第一種銃猟免許所持者にあつては、あわせて猟銃所持者であること）
技師C	技師Bの指示の下、捕獲作業に従事する者 ※必要となる狩猟免許所持者（猟銃所持者であることを必須としない）
作業員	捕獲作業を補助する者

3.2.3 業務委託費の構成

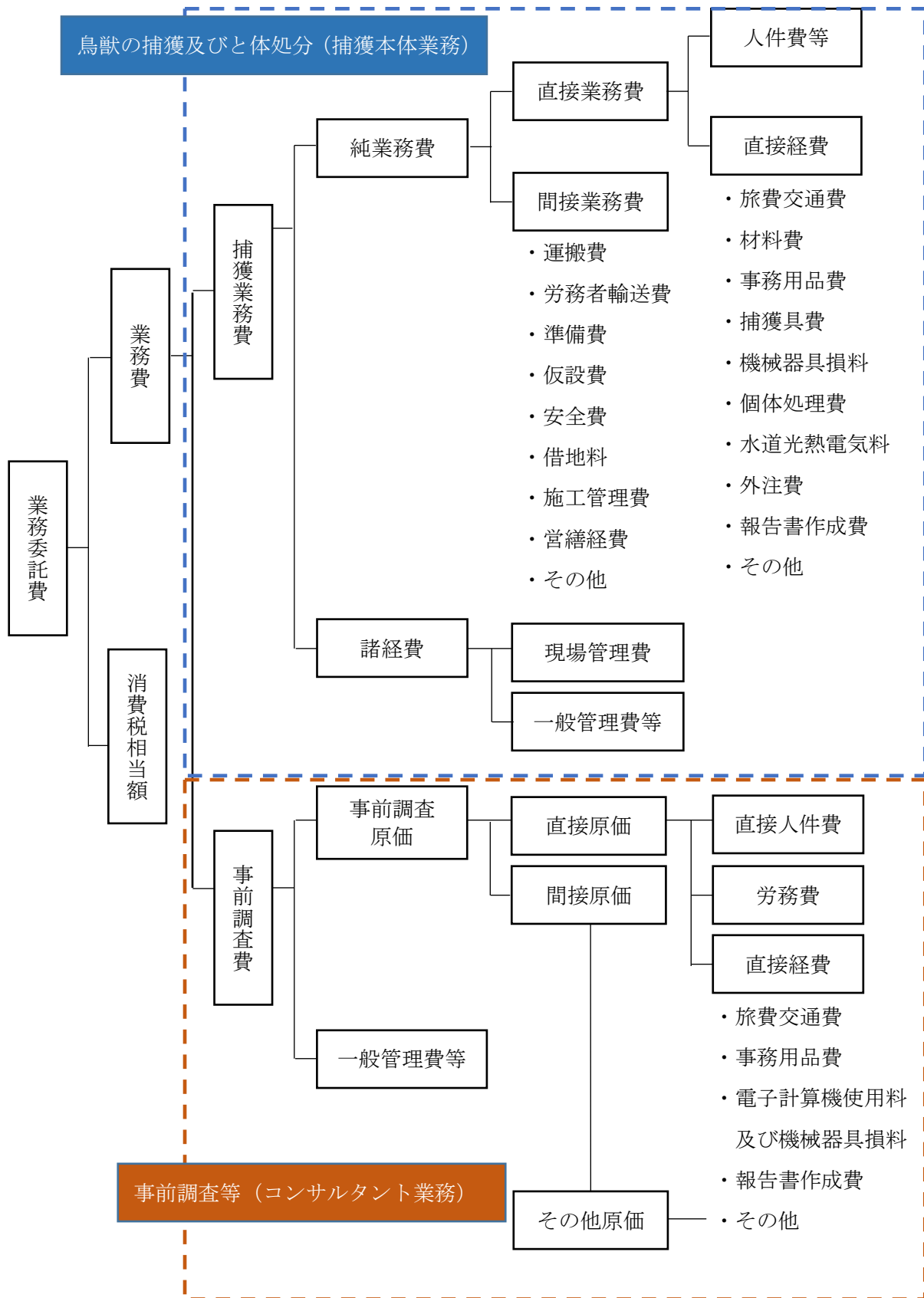


図 3-1 業務委託費の構成

3.2.4 捕獲業務費

捕獲作業に係る経費とする（事前調査等を含まない）。

(1) 純業務費

1) 直接業務費

① 人件費等

業務に従事する技術者の人件費及び労働者（設計業務委託等技術者単価（国土交通省）及び公共工事労務単価（国土交通省）に定める技術者の資格区分に定める者以外の者をいう。以下同じ）に係る賃金とする。

② 直接経費

業務の実施に直接必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- 旅費交通費

業務に従事する技術者の旅費及び交通費

- 材料費

捕獲具等の設置やメンテナンスに係る消耗品等の購入に要する経費

- 事務用品費

記録紙、インク、事務用消耗品、参考図書類等の購入に要する経費

- 捕獲具費

捕獲具の購入及び借料等に要する経費

- 機械器具損料

機械器具等の損料等

- 個体処理費

捕獲個体の処理（埋設や焼却等）に要する経費

- 水道光熱電気料

燃料費、電力料、水道料等

- 外注費

受注者が業務の一部分を他の認定鳥獣捕獲等事業者等に外注する場合に要する経費

- 報告書作成費

報告書のトレース材料の購入、印刷、製本、コピー等に要する経費

- その他

上記に属さない経費

2) 間接業務費

間接業務費は、業務における事前調査や捕獲の実施等に必要となる経費であって、次に

掲げるものとする。

① 運搬費

業務を実施するために必要な機械器具及び資機材運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する経費

② 労務者輸送費

労務者の輸送に要する経費

③ 準備費

業務を実施するための準備、跡片付け（伐開・除根、各種許可の申請手続きを含む）に要する経費

④ 仮設費

業務のための仮設施設の組立及び解体に要する経費

⑤ 安全費

交通整理及び安全表示板、保安柵等の整備に要する経費

⑥ 借地料

借地料、伐木補償等に要する経費

⑦ 施工管理費

施工管理（出来高及び工程の管理等をいう）に要する経費

⑧ 営繕経費

現場事務所及び倉庫の借料等並びにこれらの新築、改築、営繕等に要する経費

⑨ その他

上記に属さない経費

(2) 諸経費

1) 現場管理費

現場管理費は、受注者が現場での管理業務等処理するために要する経費であり、業務実績の登録に要する費用を含む。

2) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。

① 一般管理費

業務を受注した法人等の本店及び支店における経費のうち、従業員の給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、水道光熱電力費、宣伝広告費、交際費、地代家賃、原価償却費、不動産取得税、保険料、狩猟免許取得費用、射撃訓練に係る費用、雑費等

② 付加利益

業務を受注した認定鳥獣捕獲等事業者等において、当該事業者等を継続的に運営するために要する経費のうち、法人税、地方税、自己資本利子（配当金等）、内部保留金、支払利息割引料、支払保証料等

3.2.5 事前調査費

(1) 事前調査原価

1) 直接原価

① 直接人件費

捕獲作業の計画作成に係る事前調査に従事する技術者の人件費とする。

② 労務費

事前調査に従事する労働者に係る賃金とし、その基準日額は別に定めるところによるものとする。

③ 直接経費

a. 旅費交通費

事前調査に従事する技術者の旅費及び交通費

b. 事務用品費

記録紙、インク、事務用消耗品、参考図書類等の購入に要する経費

c. 電子計算機使用料及び機械器具損料

解析等調査に必要な電子計算機の使用料及び機械器具等の損料等

d. 報告書作成費

報告書のトレース材料の購入、印刷、製本、コピー等に要する経費

上記に属さない経費については、その他原価として計上する。

2) その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものは除く）からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、実務実績の登録等に要する費用を含む。

3) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

(2) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。

① 一般管理費

業務を受注した法人等の本店及び支店における経費のうち、従業員の給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、水道光熱電力費、宣伝広告費、交際費、地代家賃、原価償却費、不動産取得税、保険料、狩猟免許取得費用、射撃訓練に係る費用、雑費等

② 付加利益

業務を受注した認定鳥獣捕獲等事業者等において、当該事業者等を継続的に運営するために要する経費のうち、法人税、地方税、自己資本利子（配当金等）、内部保留金、支払利息割引料、支払保証料等

3.2.6 業務委託費の積算

業務委託費は、次により積算するものとする。

$$\text{業務委託費} = \text{業務費} + \text{消費税相当額}$$

(1) 捕獲業務費の積算

業務費の積算は、次により行うものとする。

$$\text{捕獲業務費} = \text{純業務費} + \text{諸経費} = \text{純業務費} \times (1 + \text{諸経费率})$$

1) 純業務費

a. 直接業務費

ア. 人件費等

設計業務委託等技術者単価（国土交通省）及び公共工事労務単価（国土交通省）に定める技術者、労働者の基準日額等を参考にして積算するものとする。

なお、旅行日（日々通勤する場合を除く）に係る技術者の人件費は、別途加算するものとする。

イ. 直接経費

● 旅費交通費

次表を参考として、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算するものとする。

表 3-2 旅費交通費

技術者の名称	旅費交通費の額
技師長	国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 の 7 級以上の職務にある者の欄に掲げる額
主任技師	同上
技師 A	国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 の 6 級以下 3 級以上の職務にある者の欄に掲げる額
技師 B	同上
技師 C	同上
技術員	国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 の 2 級以下の職務にある者の欄に掲げる額

- 材料費

一般業務に直接必要な材料の数量（損失見込み量を含むことができる）と市場価格又は発注者において定めた価格により積算（買い入れに要する費用、運賃、諸資材の損料等を含む）する。
- 事務用品費

積み上げにより積算するものとする。
- 捕獲具費

積み上げにより積算するものとする。
- 機械器具損料

積み上げにより積算するものとする。
- 個体処理費

積み上げにより積算するものとする。
- 水道光熱電気料

積み上げにより積算するものとする。
- 外注費

積み上げにより積算するものとする。
- 報告書作成費

積み上げにより積算するものとする。
- その他

積み上げにより積算するものとする。

b. 間接業務費

ア. 運搬費

積み上げにより積算するものとする。

イ. 労務者輸送費

純業務費（労務者輸送費、安全費及び営繕経費を除く。以下同じ）の額に次表に掲げる労務者輸送費の率等であって当該純業務費の額が該当する区分に対応するものを乗じ、又は加えて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

表 3-3 労務者輸送費

純業務費の区分		労務者輸送費の率等
ア	1,000 千円以下の場合	1,000 分の 70
イ	1,000 千円を超え 2,000 千円以下の場合	55
ウ	2,000 千円を超え 5,000 千円以下の場合	43
エ	5,000 千円を超え 8,000 千円以下の場合	33
オ	8,000 千円を超え 20,000 千円以下の場合	20
カ	20,000 千円を超え 30,000 千円以下の場合	17
キ	30,000 千円を超え 50,000 千円以下の場合	13
ク	50,000 千円を超え 100,000 千円以下の場合	8
ケ	100,000 千円を超える場合	800 千円

ウ. 準備費

直接業務費の額を、次表に掲げる準備費の率等であって当該直接業務費の額が該当する区分に対応するものに代入して算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

なお、伐開に要する費用は、積み上げにより積算するものとする。

表 3-4 準備費

直接業務費の区分		準備費の率等
ア	100 千円以下の場合	9 千円
イ	100 千円を超え 1,000 千円以下の場合	0.0155 P + 8 千円
ウ	1,000 千円を超え 5,000 千円以下の場合	0.0105 P + 8 千円
エ	5,000 千円を超え 10,000 千円以下の場合	0.0068 P + 56 千円
オ	10,000 千円を超え 50,000 千円以下の場合	0.0049 P + 75 千円
カ	50,000 千円を超える場合	0.0035 P + 145 千円

(注) P : 直接調査費 (単位千円)

エ. 仮設費

積み上げにより積算するものとする。

オ. 安全費

積み上げにより積算するものとする。

カ. 借地料

積み上げにより積算するものとする。

キ. 施工管理費

積み上げにより積算するものとする。

ク. 営繕経費

純業務費の額に次表に掲げる営繕経費の率であって当該純業務費の額が該当する区分に対応する区分に乗じて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

表 3-5 営繕経費

純業務費の区分	営繕経費の率
ア 5,000 千円以下の場合	1,000 分の 25
イ 5,000 千円を超え、10,000 千円以下の場合	19
ウ 10,000 千円を超え、30,000 千円以下の場合	15
エ 30,000 千円を超える場合	10

ケ. その他

積み上げにより積算するものとする。

2) 諸経費

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は純業務費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該純業務費の額が該当する区分に対応するものに乗じて算出するものとする。

表 3-6 諸経費

純業務費の区分	諸経費の率
100 万円以下	52.0%
100 万円を超え 3,000 万円以下	次の算出式により求められた率
3,000 万円を超えるもの	32.8%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経费率 (単位%)

Y : 純調査費 (単位円)

A : 変数值 = 335.58

b : 変数值 = -0.135

諸経费率の値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して、第 1 位止めとする。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、諸経费率は 50% が上限であることに留意されたい。

(2) 事前調査費の積算

事前調査費の積算は、次により行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{事前調査費} &= \text{事前調査原価} + \text{一般管理費等} \\ &= (\text{直接人件費} + \text{労務費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}) + (\text{一般管理費等}) \end{aligned}$$

1) 事前調査原価

① 直接原価

a. 直接人件費

設計業務委託等技術者単価 (国土交通省) 及び公共工事労務単価 (国土交通省) に定める技術者、労働者の基準日額等を参考にして積算するものとする。

なお、旅行日 (日々通勤する場合を除く) に係る技術者の人件費については、別途加算するものとする。

b. 労務費

設計業務委託等技術者単価 (国土交通省) 及び公共工事設計労務者単価 (国土交通省) を参考にして積算するものとする。

c. 直接経費

- 旅費交通費

次表を参考として、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算するもの

とする。

表 3-7 旅費交通費

技術者の名称	旅費交通費の額
技師長	国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 の 7 級以上の職務にある者の欄に掲げる額
主任技師	同上
技師 A	国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 の 6 級以下 3 級以上の職務にある者の欄に掲げる額
技師 B	同上
技師 C	同上
技術員	国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 の 2 級以下の職務にある者の欄に掲げる額

- 事務用品費

積み上げにより積算するものとする。

- 電子計算機使用料及び機械器具損料

積み上げにより積算するものとする。

- 特許使用料

積み上げにより積算するものとする。

- 報告書作成費

報告書の作成（設計図の縮小版の作成を含む。作成部数は 3 部を標準とする。）に係る経費は次の式により算出するものとする。

ただし、上限額は 50 万円、下限額は 5 万円とする。

なお、イメージ画等報告書に特殊な内容を記載することを要請した場合には、その部分について別途加算することができる。

報告書作成費 = $(10 - 0.5X) \% \times$ 直接人件費（旅行費に係る技術者の人件費を除く。）

注) X : 直接人件費（単位百万円（小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め））。

ただし、1 千万円を超える場合は、1 千万とする。

② その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は解析等調査原価（直接経費の積上計上分を除く。）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

③ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{事前調査原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は解析等調査費に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は、調査費に消費税の税率を乗じて得た額とする。